

素案のたたき台への意見の対応

資料 2

質問者	素案ページ (R7.1.8版)	意見・質問 ※記載されているページはR6.12.16に送付した素案のもの	○:対応済 ×:対応しない -:その他	回答案
1. 空家等対策計画に関するご意見				
1	P1, 6	P7 計画の対象として「一戸建て住宅を対象」としていますが、法律は全室が空き室である集合住宅等も対象としていますので、法律の対象よりも狭くなります。対象を限定する理由を教えてください。	○	意見を踏まえ、空家等実態調査を再度確認した結果、本計画における対象を空家法第2条第1項に規定する「空家等」へと変更しました。
2	P10	P11 エクセルのデフォルトのグラフのようですが、もう少し形式を整えてください(少なくとも枠線を取る、図の上のキャプション(新築件数)を削除する、文字の色とフォントを印刷でも見えるものに変えるなど)。	○	一戸建ての住宅の新築物件数が分かるようにデータの見直しを行いました。
3	P10	P11 新築物件とは、住宅のみを指すのでしょうか。戸建住宅と共同住宅を合わせたものであれば、戸数も併記した方が良いと思います。		
4	P19	P20 ⑨と⑩が全く同じ文章である。方向性と施策が全く同じで良いのか？	○	施策の方向性を「指導や勧告等による管理不全空家等、特定空家等への対応を強化し、地域の安全性を向上させます。」に変更しました。
5	P17, 18, 19, 21	P18, 19, 20, 22 各取組方針を見ると、「(1) 全体概要<主な施策>」と「(2) 主な施策の例」が続けて書かれていますが、前者は不要なのではないでしょうか。後者のボリュームがそれほどないため、あえて概要として(1)に盛り込む必要性が感じられません。	○	意見を踏まえ、「(1) 全体概要<主な施策>」と「(2) 主な施策の例」を統合して、「(2) 主な施策」として記載しました。「(2) 主な施策」では施策の骨格を示すように修正しました。また、具体的な施策についても、「<具体的な施策の例>」として記載しています。「<具体的な施策の例>」については、あくまでの参考例として位置づけて記載しております。
6	P21	p22 施策の方向性および主な施策の内容に書かれている内容が、施策ではなく「方針」になっているように感じます。例えば、施策の方向性の一つ目は、「空家等を住宅ストックとして市場へ流通させるために、協定を締結している団体と連携する」のではないのでしょうか。あくまでも施策についての項目なので、目的のために施策を実施するという順番であるべきです。		
7	P21	p22 主な施策の内容も、あくまでも方向性を示しているだけなので、具体的な施策を書くべきであると思います。特に、二つ目は新たな価値創造のためのリノベーションを推進するためにどのような施策を実施していくのかを記すべきではないのでしょうか。		
8	P21	P22 施策の方向性と主な施策が全く同じ文章である。 ・空き家等のリノベーション…… ・暫定的な利活用……	○	施策の方向性を「空家の利活用が決まるまでの期間に、空家を放置させないための選択肢を提供します。」に変更しました。
9	P23	P24 庁内体制について、空き家なんでも相談室の担当は、都市整備課なのか、建築課なのか市民活動推進課なのか？きちんと担当課を明記する。	○	空家なんでも相談窓口の運営は、空家等管理活用支援法人が担当します。空き家なんでも相談窓口の運営における、空家等管理活用支援法人の指定、協議については、都市整備課で担当します。
10	P24	P25 図16 実施体制のなかに、特定空家や管理不全空家等を指定する基準、どの委員会で決めるのか？どこに所属するのか？が明記されていない。	○	管理不全空家等、特定空家等の認定基準については、空家等対策協議会で決定をする予定です。管理不全空家等や特定空家等は、建築課による対応を予定しています。計画内では、空家等対策協議会の欄に「管理不全空家等や特定空家等の認定に関すること」と追記しました。また、担当課については、計画書P23「表3 庁内各課室の役割」にて記載しています。

素案のたたき台への意見の対応

資料 2

質問者	素案ページ (R7.1.8版)	意見・質問 ※記載されているページはR6.12.16に送付した素案のもの	○:対応済 ×:対応しない ―:その他	回答案
2. 空家等対策に関するご意見				
11		協議会では、委員からの意見とその対応について整理したものも示してください。素案だけではわからないので。	○	意見を取りまとめた資料として、本資料を作成しました。
12		P4 支援法人制度は市が指定するものであるが、指定法人への補助金や委託業務が発生するものなのか。 個人情報だけが支援法人に提供されるのではないのか。	―	空家等管理活用支援法人に対して、業務委託等を行う可能性があります。 個人情報については、原則として市から空家等管理活用支援法人に提供しません。所有者が課題解決のために支援を希望する場合、所有者の同意の上で、必要な情報を空家等管理活用支援法人へ提供します。
13		P18 図14中 空き家なんでも相談窓口が空家等管理活用支援法人に設置される表現であるが、空き家なんでも相談窓口は市役所内に設置するものではないのか？業務を一括丸投げするのか？	―	空家なんでも相談窓口は空家等管理活用支援法人による運営になります。現在、実施している空家等無料相談窓口についても、市役所内ではなく、協定を結んでいる専門家団体の方々によって運営を行っています。また、業務は市と空家等管理活用支援法人が情報共有などの協力を行い、進めていきます。
14		P23 8行目 エリアリノベーションとあるが、具体的に適用できる場所が和光市内にあるのか？	―	接道していない複数の空家で隣接している場合や、駅や商業施設などの拠点周辺に点在してる空家などの条件であれば適用可能と考えています。協議会では、空家等をリノベーションして地域の価値を高めた事例を用いて説明いたします。
15		P23 5行目 暫定的とあるが、具体的にどのくらいの期間を指すのか？	―	暫定的な利活用は所有者が次の利活用に移るまでの利活用の手段として考えています。そのため、期間は所有者の意向によって様々ですが、事業者の提案によるサブリース契約では5～10年間の契約のケースが多いです。
3. 空家等対策計画の誤字修正				
16	目次	目次の第4章の2節から5節の見出しの下の行は不要ではないでしょうか。	○	意見のとおり修正を行いました。
17	P6	P7 2行目 『即して』→「則して」	―	国の指針等に関する記載に合わせ、図及び本文を「即す」で統一しました。
18	P14～22	第4章内の図表の表現の仕方や図の書体やトーンがばらばらである。そろそろ統一した表現にしてほしい。	○	見出しや図表のフォントを「BIZ UD(P)ゴシック」、説明等の本文を「BIZ UD明朝 Medium」として統一しています。
19	P14	P15 図13中 『空家なんでも相談窓口』→「空き家なんでも相談窓口」	―	計画の対象を「空家等」と変更したため、「空家なんでも相談窓口」に統一しています。
20	P15	P16 図または表の表示が必要ではないか。	×	P7「表1 空家等（総数）の棟数及び割合」などとは違い、文章で記載する内容を見やすくするために枠線をつけており、内容は箇条書きと変わらないため表の表示をしていません。
21	P16	P17 図または表の表示が必要。ただの箇条書きでよいのではないのか？	○	意見のとおり、箇条書きへと修正しました。
22	p15	P16, 19 施策の方向性の箇所ですが、整合が取れていません。	○	P15ページの施策の方向性をP18ページの施策の方向性に合わせ修正しました。
23	P17 (図15)	P16 図14の「空家等管理活用支援法人（空き家なんでも相談窓口）」は「空き家なんでも相談窓口（空家等管理活用支援法人）」にした方が良いと思います。文章では「空き家なんでも相談窓口」と書いているので。	○	相談先である「空家なんでも相談窓口」の（）を外し、運営である「空家等管理活用支援法人」（）をつけるように修正しました。
24	P17 (図15)	P16 テキストボックスと矢印の位置や大きさが微妙にずれているのが気になります。丁寧に作成してください。	○	図のデザイン等の修正を行いました。